

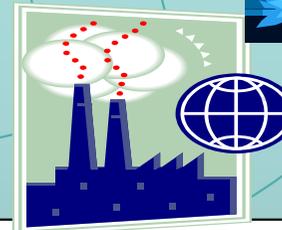
核によるテロリズムの行為の防止に 関する国際条約 (核テロリズム防止条約)

放射性物質又は核爆発装置等を所持、使用する行為等を犯罪とし、
その犯人の処罰、引渡し等について定めることを目的としたもの。

1997年2月 国連において交渉開始(提案国はロシア)

2005年4月 国連総会で採択

同 年9月 国連首脳会合の際に署名開放(小泉前総理が他のG8首脳とともに署名、115か国が署名済み。)



いずれかの国で犯人
を処罰できるようにす
る国際的な枠組みの
構築により、国際的
な核テロリズムの
防止に有意義

死又は身体の重大な傷害、財産の著しい損害等を引き起こす意図
をもって行われる以下の行為等の犯罪化

- ①放射性物質又は核爆発装置等を所持、使用等する行為
- ②放射性物質の放出を引き起こすような方法で原子力施設を使用し又は損壊する行為

犯人が刑事手続を免れることがないよう、裁判権を設定すること、犯人を関係国に引き
渡すか訴追のため事件を自国の当局に付託するかのいずれかを行うこと等を義務付け